

令和4年度

森を活かす徳島すぎ利用推進事業のご案内

徳島県内外で、展示効果の高い店舗や事務所などの内装等に徳島県産材を使って木質化した場合、県産材の使用面積に応じて**定額助成（1施設当たり最高50万円）**を行います。

※予算に限りがありますので、満額助成できないこともございます。ご了承ください。

〉〉〉 詳しくはWEBにて <https://awa-kenmokuren.com/>



応募申込の期間と場所について

期間：令和4年6月1日（水）から9月30日（金）17：00まで【郵送の場合は必着】

場所：〒770-8001 徳島県徳島市津田海岸町5-13 徳島県木材協同組合連合会

〔TEL〕088-662-2521 〔FAX〕088-662-2224

※先着順となります。申込み期限最終日に多数の申込みがあった場合は抽選を行う場合があります。

補助の条件

補助の提供を受けるには、以下の条件を満たす必要があります。

1. 令和4年6月1日から令和5年3月20日までに完了すること。
2. 「徳島すぎの家づくり協力店」が設計または施工を行っていること。
3. 徳島県産材を利用者が見える箇所に20m²以上（内外壁・床・天井材の面積、両面使いは片面のみが対象）使用して、徳島県木材認証制度「産地認証」証明書を提出すること（別途手数料が必要）。
4. 対象施設においては、徳島県産材を使用したことが分かるプレート等を掲示すること。また、徳島県が行う県産材のPRに協力すること。
5. 補助金は、施主に全額還元すること。

補助金の額

1. 県産材使用面積は、小数点以下第2位を四捨五入して第1位までとする。
2. 県産材使用面積に応じて、1m²につき2,500円を助成する。
交付単位は、500円単位とする。
3. 1施設当たりの上限は50万円とする。

【お問い合わせ】

徳島県木材協同組合連合会

088-662-2521